

鳥羽市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として講じた措置について市長等から通知があったので、次のとおり公表する。

平成26年4月16日

鳥羽市監査委員 村 林 守

鳥羽市監査委員 浜 口 一 利

記

監 査 の 種 類	平成24年度 財政援助団体監査	
監 査 実 施 期 間	平成25年1月29日～2月13日	
結 果 区 分	指摘事項（是正・改善事項）	
課・係名等	指摘の内容	措置の内容等
財団法人 鳥羽市開発公社	会計事務の適正化について 伝票の金額が手書きで訂正されているもの、請求書の社印、請求月日がないもの、請求金額の合計金額が誤っているもの、請求金額が手書きで訂正されているもの等が一部見受けられた。不正・誤謬防止のため、一連の事務処理方法を見直されたい。	伝票の事務処理については、すでに訂正処理いたしました。また、事務処理体制については、すでに新システム（公益法人会計システム）を導入したことによるシステム上の訂正であり、すでに修正しました。
	防災訓練の実施について 指定管理の基本協定書に基づく消防計画書によると、防災訓練を年2回以上実施し、実施状況を維持台帳に記録することとなっていたが、23年度は市の総合防災訓練に併せ1回実施したのみで、実施状況も維持台帳に記録されていなかった。消防計画書の遵守を徹底されたい。	計画、実施状況、市への報告等の関係書類は、別途綴っております。 なお、実施回数については、市と協議し、適正な回数で実施してまいります。

監査の種類	平成24年度 財政援助団体監査	
監査実施期間	平成25年1月29日～2月13日	
結果区分	所見(検討事項)	
課・係名等	指摘の内容	措置の内容等
建設課	<p>モニタリングマニュアルについて</p> <p>モニタリングの手法として用いている指定管理業務実地調査チェック表や総合評価表において、公社と市の確認基準や評価基準に一部相違が見られた。また、モニタリングにより課題に挙げられた事項に対する対処がなされていなかった。モニタリングの具体的な内容や手法を示すとともに、問題が確認された場合の対応手順等を定めたモニタリングマニュアルの作成を検討されたい。</p>	<p>モニタリングの手法として用いております「指定管理業務実地調査チェック表」及び「総合評価表」につきましては、今後、評価基準等の見直しも含め検討してまいります。</p> <p>また、モニタリングマニュアルについては、作成済みであります。改善項目等に係る詳細な対応手順等につきましては、今後、検討を進めてまいります。</p>